

予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の内容

I 基本情報（評価書 3～9 ページ）

予防接種に関する事務の内容、使用するシステム、特定個人情報ファイルを取り扱う理由等を記載したもの

II 特定個人情報ファイルの概要

予防接種に関する事務で取り扱う特定個人情報ファイルについて、対象となる本人の数、記録される項目等を記載したもの

- 特定個人情報ファイル名・基本情報 (全項目評価書 10 ページ)
- 特定個人情報の入手・使用 (全項目評価書 11～13 ページ)
- 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 (全項目評価書 14～18 ページ)
- 特定個人情報の提供・移転 (全項目評価書 19～20 ページ)
- 特定個人情報の保管・消去 (全項目評価書 21～24 ページ)

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

特定個人情報を取り扱う際の多様なリスクについて分析し、リスクを軽減するための措置について記載したもの

- 特定個人情報の入手 (全項目評価書 25～27 ページ)
- 特定個人情報の使用 (全項目評価書 28～30 ページ)
- 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 (全項目評価書 31～33 ページ)
- 特定個人情報の提供・移転 (全項目評価書 34 ページ)
- 情報提供ネットワークシステムとの接続 (全項目評価書 35～37 ページ)
- 特定個人情報の保管・消去 (全項目評価書 38～41 ページ)

IV その他のリスク対策（評価書 42～43 ページ）

自己点検、監査、従業者に対する教育・啓発等について記載したもの

V 開示請求、問合せ（評価書 44 ページ）

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、ファイルの取扱いに関する問合せについて記載したもの

VI 評価実施手続（評価書 45 ページ）

しきい値判断結果（評価の範囲）、区民からの意見聴取の方法等について記載したもの

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

練馬区は、予防接種に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法および個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

練馬区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[令和7年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容 ※	予防接種法等関連法令に基づき、以下の事務を行っている。 【取扱いの対象となる予防接種の種類】 ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項) ・練馬区長が実施する任意予防接種 ・新型インフルエンザ等特別措置法による予防接種 (1) 予防接種票の発送 予防接種法等関連法令等で定められた各予防接種について、翌月に接種対象年齢となる練馬区に住民登録がある者等を抽出し、リストを出力する。出力したデータは業務委託している封入封緘業者に引渡し、予防接種票への印字・封入封緘を行う。 封入封緘された予防接種票は、練馬・光が丘・石神井・大泉の郵便局ごとに分類・梱包された状態で、毎月下旬頃に区に納品され、その日に郵便局に持ち込む。 (2) 予防接種履歴の管理 各医療機関で実施した予防接種票をそれぞれの委託契約に基づき定期的(毎月、3か月または6か月ごと)にまとめて取得し、電話・窓口受付業務受託事業者が予防接種票の記載内容を確認した上で、接種記録情報等を保健情報システムに登録する。 (3) 予防接種票の発行 本人(保護者等を含む。)からの申請に基づき、転入者や予防接種票を紛失した者その他予防接種票の発行が必要と認められる者に対して、予防接種票の発行を行う。 (4) 予防接種実施依頼書の発行 本人(保護者等を含む。)からの申請に基づき、練馬区以外の区市町村で定期予防接種をする場合、予防接種実施依頼書を作成し、発行する。 (5) 健康被害の救済 予防接種を受けた者が、予防接種が原因で疾病にかかり、障害の状態となり、または死亡した場合において、当該疾病、障害または死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合は、予防接種法等関連法令に基づき補償金の給付を行う。 (6) 国・東京都等への事業報告 予防接種法第23条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回東京都知事に報告する。 その他、国または都から指示された事項について報告を行う。 (7) ノーコード型電子申請システム(LoGoフォーム)を用いた、練馬区里帰り等による定期予防接種等費用助成および練馬区骨髄移植患者等定期予防接種等再接種費用助成の申請の受付 (8) <予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ・本区は、情報連携のため、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報、接種記録の紐付けおよび登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して予診票情報の入力、接種記録ならび通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が予防接種時に、従来の紙の予診票に代えて、タブレットに搭載された医療機関用アプリ等においてマイナンバーカードを用いることにより、医療機関は住民が事前に入力した予診票情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・本区は、医療機関から入力された予診票情報、接種記録の取得および住民への通知が可能となる。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	保健情報システム
②システムの機能	(1) 予防接種票の発行ならびに発行履歴および予防接種履歴の管理機能 予防接種の種類ごとに対象者を抽出し、予防接種票の発行データを作成する。また、その発行履歴および予防接種履歴を登録し管理する機能 (2) 統計情報の管理機能 予防接種の種類、医療機関ごとの接種状況、接種委託金額等を統計管理する機能 (3) 情報連携データの抽出・取込機能 情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携をする際に用いるデータの抽出および取り込みをする機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 （)

システム2～5

システム2

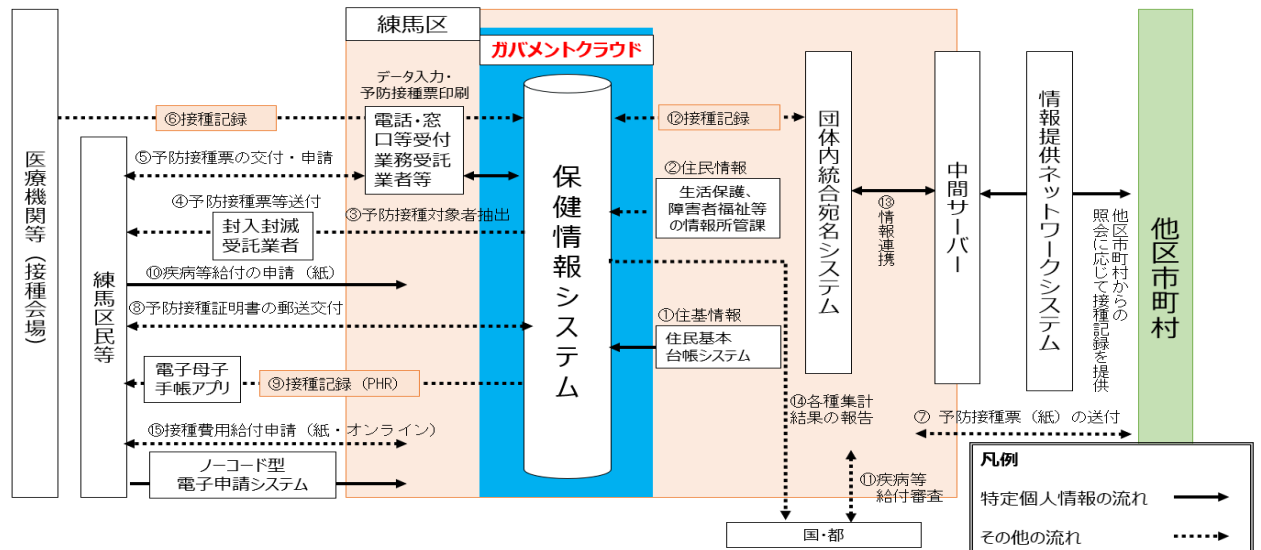
①システムの名称	団体内統合宛名システム								
②システムの機能	※団体内統合宛名システムとは「③他のシステムとの接続」でいう宛名システム等のことをいう。 (1) 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等々を通知する機能 (2) 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能 (3) 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能 (4) 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>☐ 情報提供ネットワークシステム</td> <td>☐ 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>☐ 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>☐ 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>☐ 宛名システム等</td> <td>☐ 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">☐ その他（中間サーバー）</td> </tr> </table>	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム	☐ 宛名システム等	☐ 税務システム	☐ その他（中間サーバー）	
☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム								
☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム								
☐ 宛名システム等	☐ 税務システム								
☐ その他（中間サーバー）									

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得（※1）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 （※1）セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。 (1) 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 (2) 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会および情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能 (3) 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能 (4) 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システムおよび既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能 なお、当区においては、中間サーバーとの接続連携は、団体内統合宛名システムにおいて行う。 (5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 (6) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能 (7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 (8) セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能 (9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能 (10) システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他（ ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム4	
①システムの名称	ノーコード型電子申請システム
②システムの機能	(1) 電子申請機能 住民が、申請事項や連絡先などの入力、ファイルの添付を行い、地方公共団体に電子申請する機能。地方公共団体は、システムの管理画面から申請情報を閲覧・ダウンロードし、受け付ける。 (2) 電子署名付与機能 (1)の申請を行うにあたりマイナンバーカード(署名用電子証明書)またはxIDによる電子証明書、商業登記に基づく電子証明書(商業登記電子証明書)を用いて電子署名を付与することができる機能。 (3) 帳票出力機能 (1)の申請で受け付けたデータを、任意の様式でPDFとして出力を行うことができる機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム5	
①システムの名称	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム
②システムの機能	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ①予防接種関連データの登録機能 本区は、健康管理システムからの情報連携または予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム画面への直接入力により、予診票項目、接種勧奨における通知文言等の予防接種関連データを予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ登録する。 ②情報登録機能及びPMHキー採番依頼機能等 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、本区で管理している個人番号、対象者情報、予診票情報及び接種記録を予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに登録する。また、Public Medical Hubを経由して医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下、「DX審査支払機構」という。）の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMHキーを自動採番する。すでにPMHキーが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMHキーを利用する。 ③情報連携機能（マイナポータル） ・識別子の格納機能 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、マイナポータルからの予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMHキーと紐付けて予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 予防接種の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐づくPMH仮名識別子を利用した照会を行う。予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、PMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐づく接種記録・通知をマイナポータルへ提供する。また、マイナポータルへログインして予診票の入力画面から情報を入力することにより、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムはPMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐づく予診票情報を登録する。 ④情報連携機能（医療機関用アプリ等） ・本人確認情報の格納機能 予防接種対象者が、顔認証端末またはマイナ資格確認アプリを利用してマイナンバーカードで認証および同意することにより、オンライン資格確認等システムを経由してPublic Medical Hubに本人確認情報が格納される。 ・本人確認情報を利用した情報入力/提供機能 医療機関用アプリ等は、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本人確認情報を利用した照会を行う。予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、Public Medical Hubから本人確認情報を取得し、本人確認情報に紐づく予防接種対象者番号をキーに予診票情報を医療機関用アプリ等に提供する。また、医療機関が接種記録の入力画面から情報を入力することにより、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは予防接種対象者番号からPMHキーを特定し、PMHキーに紐づく接種記録を登録する。 ⑤情報連携機能（履歴照会回答システム） ・識別子の格納機能 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは接種記録等の情報を予防接種DBに連携し、予防接種DBにおいて予防接種の有効性・安全性等の調査・研究を行う。予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムから履歴照会回答システムにPMHキーを連携し、履歴照会回答システムはオンライン資格確認等システムから被保険者番号等を取得し、履歴照会回答システム上で生成したID5をPMHキーと紐づけて予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに連携する。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（健康管理システム、マイナポータル、医療機関用アプリ、電子カルテ等、 Public Medical Hub、履歴照会回答システム、オンライン資格確認等システム）
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種関連情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・予防接種状況を把握することにより、予防接種票の適切な発行時期を管理し、状況確認を可能とするため。 ・予防接種法等関連法令に基づき、予防接種時期に応じた既接種者および未接種者の数を確認し、管内における予防接種の実施状況についての的確に把握するため。また、健康被害が発生した際に迅速な救済を図るため。
②実現が期待されるメリット	・予防接種実施状況を把握することで、接種率の低い疾病について、接種勧奨を行い、当該疾病の発生および蔓延を防止する。 ・接種履歴を把握することで、誤った時期、年齢、回数および接種間隔による接種を防止し、健康被害の発生を防ぐ。 ・健康被害が発生した際に、接種状況等を確認・把握し、迅速な救済を図る。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項（別表14の項および126の項） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	☐ 実施する <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の以下の項（情報提供の根拠） 25の項、26の項、28の項、153の項および154の項 （情報照会の根拠） 25の項、27の項から29の項までおよび153の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
8. 他の評価実施機関	
—	

デジタル化前



(備考)

(1) 住民情報の登録

- ① 住民情報を住民基本台帳システムから取得
- ② 予防接種対象者に関する生活保護、障害者福祉等に関する住民情報をフラッシュメモリまたは紙媒体により取得

(2) 予防接種の実施

- ③ 予防接種情報を保健情報システムより抽出
- ④ 区民等にお知らせ通知および予防接種票を送付
- ⑤ 区民等からの申請に基づき予防接種票作成・交付
- ⑥ 医療機関から提出された接種済の予防接種票を基に、接種結果を入力
- ⑦ 他区市町村で予防接種をする場合は、区市町村相互間で依頼書、報告書および予防接種票を相互に送付
- ⑧ 接種記録の情報を、個人番号・氏名・住所・生年月日・性別・旅券情報（ローマ字氏名・国籍と地域・旅券番号）の情報と照合して本人を特定し、接種証明書として出力し郵送する。
- ⑨ ねりますくすくアプリ（電子母子手帳アプリ）利用者のうち本人確認済の区民に対し、月2回予防接種記録を連携

(3) 健康被害救済の給付

- ⑩ 区民等からの予防接種による疾病等給付の申請の受付
- ⑪ 疾病等給付の審査結果を国に報告、国から給付の審査結果の確認

(4) 予防接種記録情報の提供および取得

- ⑫ 予防接種記録情報の送信、照会した情報の取得
- ⑬ 中間サーバ経由で各種情報の連携

(5) 集計情報の報告

- ⑭ 各種集計情報を国または東京都へ報告

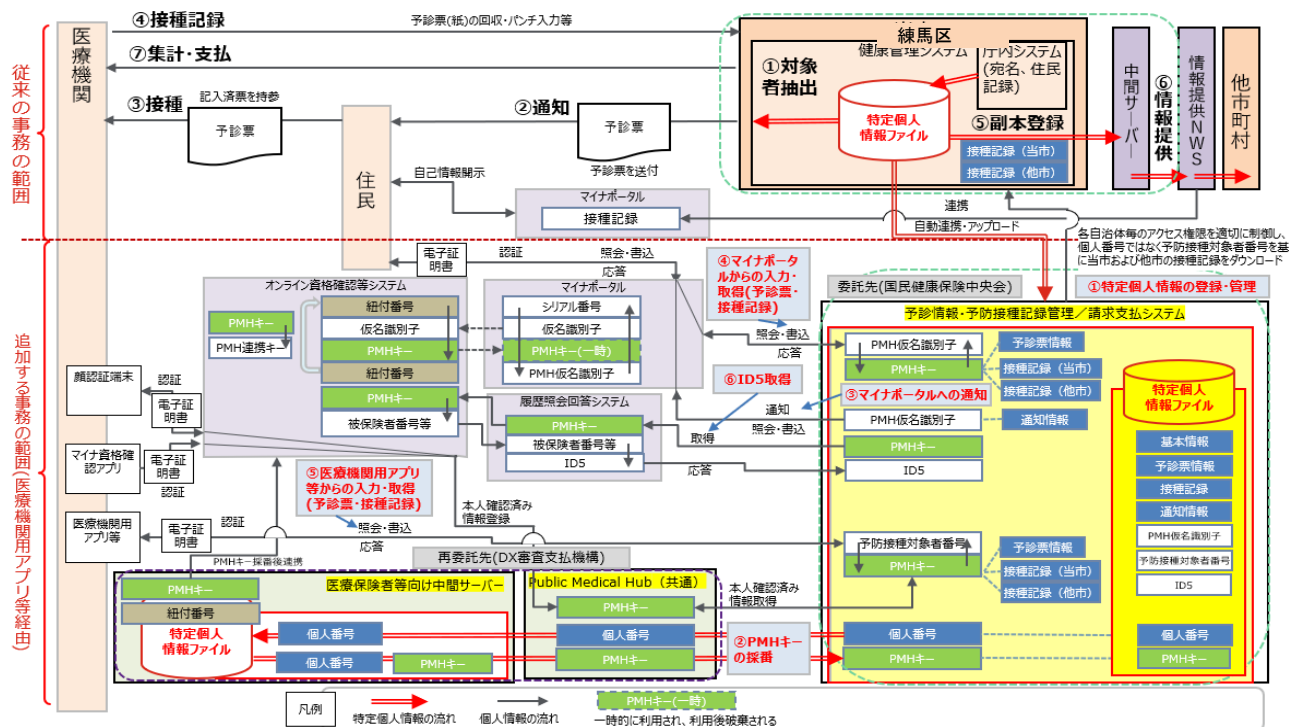
(6) 接種費用の給付

- ⑮ 区民からの練馬区里帰り等による定期予防接種等費用助成および練馬区骨髓移植患者等定期予防接種等再接種費用助成の申請の受付

デジタル化後

予防接種事務の概要 全体図

従来の事務では、①～⑦の流れで健康管理システム・中間サーバに情報が登録・連携される。今回利便性の向上のため、予防接種における住民からの予診票入力及び接種記録の取得、医療機関からの予診票取得、接種記録の入力等のオンライン化を事務の範囲に追加する。追加する事務では、①②の流れで、情報が連携され、住民がマイナポータル経由、医療機関が医療機関用アプリ等経由でオンライン化(③④⑤⑥)が実現できる。(〇〇部が評価対象の事務、△△部については医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(DX審査支払機構)がPIAを実施するため評価対象外)



(備考)

①特定個人情報の登録・管理

- ・本区は、健康管理システムからの情報連携または予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム画面への直接入力により、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムにおいて対象者の個人番号を含む対象者情報の登録を行う。(LGWAN回線等経由)
- ・本区は予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムから接種記録等、必要な情報を自動連携またはダウンロードし、健康管理システム等への取込を行う。
- ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへ登録された個人情報へのアクセスは適切に制御される。

②PMHキー採番

- ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは、Public Medical Hubに対して個人番号を連携することで、オンライン資格確認等システムと予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼する。
- ・Public Medical Hubは、医療保険者等向け中間サーバを経由しPMHキーを採番して予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに回答する。
- ・医療保険者等向け中間サーバは、PMHキーと個人番号を紐付けて、PMHキーと紐付番号をオンライン資格確認等システムへ連携する。
- ・オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーに仮名識別子とPMHキーを紐付けて、マイナポータルに連携する。
- ・マイナポータルは、新たにPMH用の仮名識別子(PMH仮名識別子)を生成し、シリアル番号、仮名識別子、PMHキーと紐付けて、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに連携する。(連携後、マイナポータル上からPMHキーは削除される。)以降、③④⑤⑥が可能となる。

③マイナポータルへの通知

- ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムからマイナポータル経由で住民向けの通知を行うため、本区は予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを利用してマイナポータルに識別子(PMH仮名識別子)と通知情報を登録する。

④マイナポータルからの入力・取得(予診票・接種記録)

- ・住民は、マイナポータル経由で予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへの予診票の事前入力や、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムから接種記録や通知情報を閲覧/取得する。

⑤医療機関用アプリ等からの入力・取得(予診票・接種記録)

- ・医療機関が医療機関用アプリ等を利用し、接種時に住民からマイナンバーカードによる本人確認を経て、事前入力された予診票および接種記録の閲覧/取得/入力を行う。

⑥ID5取得

- ・予防接種DBへの接種記録等の連携時に個人を特定する識別子情報として、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムが履歴照会回答システム経由でID5を取得する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種関連情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
その必要性	予防接種法等に基づく予防接種対象者該当状況情報および対象者の接種記録を適正に管理・保管するとともに、予防接種の実費負担の有無を決定するため
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務> [☐] その他 () ・予防接種記録情報
その妥当性	・個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するため ・4情報、連絡先、その他住民票関係情報:正確な本人特定および予防接種票に記入された情報と突合するため ・健康・医療関係情報:予防接種履歴を適正に管理するため ・障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報:予防接種の実費負担の有無を確認するため <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ・識別情報(その他識別情報) PMHキー、PMH仮名識別子、PMH連携キー、予防接種対象者番号、ID5…予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが、外部と情報連携するために必要となる。 ・業務関係情報(その他) 予防接種記録情報…(予防接種事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、)予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが、外部と情報連携するために必要となる。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成 28 年 1月 1日
⑥事務担当部署	健康部保健予防課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、各総合福祉事務所等) [☐] 行政機関・独立行政法人等 () [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他区市町村) [☐] 民間事業者 (医療機関) [☐] その他 (DX審査支払機構)
②入手方法	[☐] 紙 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 電子メール [☐] 専用線 [☐] 庁内連携システム [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] その他 (Public Medical Hub、医療機関用アプリ等、マイナポータル)
③入手の時期・頻度	・現住者の住民票関係情報は、住民記録台帳システムとのバッチ処理により日次連携する。 ・転入者等については、情報提供ネットワークシステムを介して他区市町村に情報照会する都度随時入手することが可能となっている。ただし、当区においては情報ネットワークシステムによる入手は行っておらず、転入者等については、窓口において母子健康手帳等により接種履歴の確認を行っている。 ・生活保護、身体障害者手帳情報については、所管する部署から年2回入手する。 ・予防接種健康被害による給付に関する申請情報は、障害年金は年1回、医療費・医療手当は年2回を基本として、本人または法定代理人等からの申請により入手している。 ・戸籍および住民票に記載のない児童の特定個人情報については、予防接種票発行の申請時に入手している。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務＞ ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムがPMHキーの採番処理依頼時に都度、Public Medical Hubから特定個人情報を入手する。 ・国が予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに登録した予診票のひな形に対して、住民が接種前にマイナポータル等を介して予診票情報を入力することにより、本区が個人情報を入手し、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。 ・接種時に、医療機関のタブレットに搭載された医療機関用アプリ等又は医療機関での顔認証端末を用いて、住民がマイナンバーカードで認証することにより、医療機関が入力した予診票情報、接種記録を個人情報として入手し、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。

⑧使用方法 ※		(1) 予防接種の対象者抽出 生年月日および接種歴から予防接種の対象者を抽出し、抽出した情報を外部委託業者へ提供し、予防接種票の印刷・封入封緘を依頼する。 (2) 予防接種の接種記録の管理 医療機関等より取得した予防接種記録を、予防接種法施行令第6条の2に基づき保健情報システム内で保管し、不適切な予防接種を防ぐため、予防接種の実施状況を参照するために管理・使用する。 (3) 健康被害の救済措置 予防接種による健康被害が発生した際、接種状況等を的確に把握し、迅速な救済を図ることを目的として使用する。 (4) 身体障害者手帳および生活保護情報確認 福祉情報システムから身体障害者手帳の取得および生活保護受給の状況を確認し、対象者要件を満たす者に該当する予防接種票を発行する。 <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ・情報連携のため、本区は、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報、予防接種管理情報の紐付けおよび登録を行う。 ・登録後、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、Public Medical Hubに対してオンライン資格確認等システムと予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMHキーを採番して個人番号と共にPublic Medical Hubを経由して予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに伝答する。 ・PMHキーが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルと予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムで共有されることで予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムからマイナポータルへの通知、マイナポータルや医療機関用アプリ等から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの予診票情報および接種記録の取得/閲覧/入力等といった情報連携が可能となる。
	情報の突合 ※	(1) 住民票関係情報と医療関係情報を突合して、接種記録を確認し、対象者の抽出を行う。 (2) 住民票関係情報と医療関係情報を突合して、接種記録を確認し、対象者に給付を行う。 (3) 住民票関係情報と福祉関係情報を突合して、身体障害者手帳の発行状況を確認する。 (4) 住民票関係情報と福祉関係情報を突合して、生活保護受給状況を確認する。
	情報の統計分析 ※	以下を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。 ・予防接種法第23条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回東京都知事に報告 <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ・特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	予防接種健康被害発生時の給付の決定（最終決定は国が行う。）
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (5) 件
委託事項1		予防接種に係る電話・窓口受付等業務
①委託内容		(1) 予防接種に係る案内、予防接種票および依頼状交付申請受付 (2) 予防接種票の作成、封入、封緘および発送 (3) 接種済みの予防接種票の点検、集計、システム入力および整理保管 (4) 医療機関一覧表等の印刷、補充および整理 (5) 予防接種証明書の発行・郵送
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	予防接種に係る情報を電子データに変換し電算処理する為には、膨大な枚数の予防接種票等の情報を入力する必要があり、職員のみで対応することは難しく、専門業者への委託が必要である。
③委託先における取扱者数		☐ 50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (当区が管理している区域にて直接操作を行う。)
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果としてインターネット公開を行っている。また、練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことでも確認することができる。
⑥委託先名		パーソル ビジネスプロセスデザイン株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2		システム保守業務
①委託内容		保健情報システムの運用、保守業務、法制度改正に伴うシステム改修業務およびガバメントクラウド移行業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	保健情報システムの保守業務、運用支援および法制度改正に伴う改修作業等は高度に専門的な知識・技術を必要とし、職員のみで対応することは困難であり、専門業者への委託が必要な業務である。
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (当区が管理している区域にて直接操作を行う。)
⑤委託先名の確認方法		練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本コンピューター株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		団体内統合宛名システムのサーバーに関する保守・運用
①委託内容		作業の全体総括・進捗管理、バックアップ等運用作業、職員からの問い合わせに対する対応等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	団体内統合宛名システムのサーバー保守作業等は専門的な知識が要求され、職員のみで対応することは難しく、専門業者への委託が必要な業務である。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☒] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果としてインターネット公開を行っている。また、練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことでも確認することができる。
⑥委託先名		日本電子計算株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わない。ただし、再委託を行う場合には、委託先より事前に、再委託の内容、再委託先および再委託先において区と同等以上の安全管理体制を取れること等を記載した書面の提出を受けて確認を行い、決裁等必要な手続きを経た上で再委託を承認する。
	⑨再委託事項	バックアップ等運用作業、職員からの問い合わせに対する対応等

委託事項4		団体内統合宛名システム、中間サーバーの保守・運用	
①委託内容		作業の全体総括・進捗管理、団体内統合宛名システム・中間サーバーのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
	その妥当性	団体内統合宛名システム・中間サーバーのパッケージアプリケーション保守作業等は専門的な知識が要求され、職員のみで対応することは難しく、専門業者への委託が必要な業務である。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果としてインターネット公開を行っている。また、練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことでも確認することができる。	
⑥委託先名		富士通Japan株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わない。ただし、再委託を行う場合には、委託先より事前に、再委託の内容、再委託先および再委託先において区と同等以上の安全管理体制を取れること等を記載した書面の提出を受けて確認を行い、裁決等必要な手続きを経た上で再委託を承認する。	
	⑨再委託事項	団体内統合宛名システム・中間サーバーのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	

委託事項5		予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱い
①委託内容		予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの利用・情報連携業務および運用保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは公益社団法人国民健康保険中央会（以下、国保中央会という。）が構築し、希望する市区町村が利用するが、その適切な管理のため運用保守、PMHキーの採番において特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。 ただし、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに格納された特定個人情報は、自動処理により再々委託先（これ以降の全ての委託を含む。以下、同じ。）に情報連携されるため、東京都国民健康保険団体連合会（以下、東京都国保連合会という。）および国保中央会は特定個人情報にアクセスすることはない。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （ LGWANまたは閉域網回線を用いた提供 ）
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名		東京都国保連合会
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面または電磁的方法による承諾
	⑨再委託事項	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの運用保守 ・PMHキーの採番およびPMHキーを介した医療機関用アプリ等・マイナポータルへの情報連携 ※情報連携はPMHキーを介して行うため、特定個人情報を取り扱わない。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (3) 件 [☐] 移転を行っている () 件 [☐] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種履歴
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法に基づく予防接種の対象者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種履歴
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法に基づく予防接種の対象者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度(年間約70件)

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※

<当区における措置>

・紙媒体(予防接種票等)は、予防接種法施行規則第4条で定められている5年の間は、外部侵入防止策として施錠管理されている庁内外の保存場所に保管している。

<当区システムのサーバーを設置しているデータセンターにおける措置>

・外部侵入防止策として、建物外周の赤外線センサーによる監視、24時間有人監視および監視カメラによる監視を行っている。
 ・データセンターへの入退館管理として、ICカードと生体認証による管理とデータセンター要員所在管理システムを導入している。
 ・不正持込・持出防止策として、金属探知機、監視カメラ、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理を行っている。また、データは、入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管している。サーバーへのアクセスは、IDとパスワードによる認証が必要となる。
 ・バックアップは業務終了後、日次処理にて取得し、データセンターに保管している。さらに、データセンターから十分に距離を取った別の場所にも保管している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。

・日本国内でデータを保管している。

②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<ガバメントクラウドにおける措置>

①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は政府情報システムのセキュリティ評価制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスを取り扱う事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、つぎを満たしている。

・ISO/IEC27017(※1)およびISO/IEC27018(※2) の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

※1 ISO/IEC27017:クラウド事業者および利用者が、より安全かつ安定的にクラウドサービスを運用・利用するためのセキュリティ管理策を定めた国際規格

※2 ISO/IEC27018:パブリッククラウド(複数の利用者がクラウド環境を共有する運用形態)での個人情報保護に関して、クラウド事業者が実践すべき管理策を定めた国際規格

<予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務>

予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。

・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理

・論理的に区分された当区の領域にデータを保管する。

・当該領域のデータは、暗号化処理をする。

・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。

・国保中央会や医療機関および住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。

・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	予防接種に関する記録は、予防接種法施行規則第4条で5年間保存とされ、少なくとも5年間は適正に管理・保管することとされており、接種記録の確認や証明書の発行事務において長期間保管する必要がある。
③消去方法		＜当区における措置＞ ・保管期間を経過したデータは、システムの機能を利用してデータベースから消去する。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去し、データの復元が不可能な状態にしたうえで廃棄する。 ・保管期間を経過した紙媒体（予防接種票等）は、年1回庁内で行う機密文書の一斉廃棄により溶解処理をしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者およびクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施される。国およびクラウド事業者については、区の業務データにアクセスできないよう制御するため、特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際は、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88（※1）、ISO/IEC27001（※2）等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、当区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出およびクラウド環境へのデータ投入ならびに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。 ※1 NIST800-88: NIST(米国国立標準技術研究所)が定めた、記録装置等のデータ抹消処理・廃棄に関する指針 ※2 ISO/IEC27001: 情報の機密性・完全性・可用性を管理し、情報を有効活用するために組織としての取組を整理した国際規格 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務＞ ・本区の領域に保管されたデータのみ、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを用いて消去することができる。 ・本区の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携または運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、ストレージに適用されたライフサイクルルールに基づき、保管されたログ情報については、各オブジェクトの保管日（作成日）を起点として3年が経過した時点で、自動的に削除される。

7. 備考

-

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【現行保健情報システム】

<住民情報>

整理番号／カナ氏名／漢字氏名／生年月日／性別／町番号／行政区番号／番地／枝番／小枝／郵便番号／集配局／住所／方書／続柄1／続柄2／続柄3／続柄4／世帯番号／世帯主カナ氏名／世帯主漢字氏名／取消区分／住登外区分／宛名種別／外国人フラグ／外国人国籍／住民となった日／住民でなくなった日／最新異動区分／最新異動日／最新異動届出日／住民異動区分／住民異動日／転入前市区町村番号／転入前住所／転入前方書／転出後住所／転出後方書／電話番号／FAX番号／携帯番号／メールアドレス／補記論理和／送付除外論理和／個人課税区分／世帯課税区分／被災者区分／住基閲覧注意／連携処理日／母子保健送付除外／身障手帳区分／登録サブシステム／登録者／登録目的

<予防接種情報>

接種番号／接種名称区分／期回数区分／履歴番号／年度／事業予定連番／接種日／実施時間／会場区分／会場区分その他／接種種別区分／登録日／負担金区分／接種医療機関番号／接種医療機関番号その他／接種区分／Lot番号／接種量／印刷区分／印刷日／発送日／予診理由区分／接種補足区分／予診票再発行フラグ／予診票再発行枚数／予診票再発行日／依頼書印刷区分／依頼書印刷日／証明書印刷区分／証明書印刷日／予診医医療機関番号／予診医医療機関番号その他／予診医番号／予診医職員番号／予診医職員枝番／接種医番号／接種医職員番号／接種医職員枝番／ワクチンメーカー区分／備考／支払対象外フラグ／予診番号／警告内容／登録支所区分／抽出日／抽出時郵便番号／抽出時住所／抽出時方書／抽出時行政区番号／抽出時漢字氏名／抽出時カナ氏名／抽出時補記論理和／抽出時生保区分／抽出キー／抽出フラグ／印刷連番／抽出時居住区／予診票番号／予診票無効フラグ／依頼書発行元／依頼書受付日／依頼番号／実施報告書印刷日／請求年月／経過措置／予診票発行部署／期回数区分／副本登録用／送付先名／起案番号／発行日／保護者(フリガナ)／保護者氏名／保護者電話番号／続柄／滞在先郵便番号／滞在先住所／滞在先方書／依頼書発行理由／担当者名／判定結果／検査方法／抗体価／単位／検査番号／特別の事情／免除区分／予診票再印刷フラグ／予診票再印刷枚数／予診票再印刷日／予診医番号その他／接種医番号その他／ワクチン名区分

【標準化後保健情報システム(令和7年度末までに対応予定)】

<住民情報>

市区町村コード／宛名番号／履歴番号／最新フラグ／世帯番号／住登外者種別／住登外者状態／異動年月日／異動届出年月日／異動事由／氏名／氏_日本人／名_日本人／氏名_外国人ローマ字／氏名_外国人漢字／氏名_振り仮名(フリガナ)／氏_日本人_振り仮名／名_日本人_振り仮名／通称／通称_フリガナ／通称_フリガナ確認状況／性別／性別表記／生年月日_元号／生年月日／生年月日_不詳フラグ／生年月日_不詳表記／住所_市区町村コード／住所_町字コード／指定都市_行政区等コード／住所_都道府県／住所_市区郡町村名／住所_町字／住所_番地号表記／住所_方書コード／住所_方書／住所_方書_フリガナ／住所_郵便番号／住所_国名コード／住所_国名等／住所_国外住所／登録支所／名寄せ元フラグ／名寄せ先宛名番号／統合宛名フラグ／他業務参照不可フラグ／独自施策システム等ID／業務ID／削除フラグ／操作者ID／操作年月日／操作時刻／個人番号／利用事業コード／電話番号／携帯番号／E-mailアドレス／E-mailアドレス2／連絡先詳細／登録日／登録支所／利用目的／送付先氏名／登録事由／要配慮者区分／要配慮内容／把握事業／事業コード／実施予定日／会場コード／受付開始時間／会場名／予約番号／西暦年度／予約受付日／予約変更日／実施医療機関コード／実施医療機関名／金額区分／受診金額／金額(市区町村負担)／検診種別／キャンセル待ち／備考／発送日／発行区分／帳票名／連番／受付日／対象外理由／登録事業(共通・各事業)／登録者／重要度／件名(タイトル)／メモ(フリーテキスト)／把握日／把握経路／フォロー事業／フォロー予定情報_フォロー方法／フォロー内容／フォロー予定日／フォロー予定情報_フォロー時間／フォロー予定情報_フォロー会場コード／フォロー予定情報_フォロー理由／フォロー状況／フォロー予定情報_フォロー担当者／フォロー結果情報_フォロー方法／フォロー実施日／フォロー結果情報_フォロー時間／フォロー結果情報_フォロー会場コード／フォロー結果情報_フォロー結果／フォロー結果情報_フォロー担当者／ファイル名／フォルダ構成

<予防接種情報>

市区町村コード／宛名番号／接種種類コード／回数／履歴番号／最新フラグ／発行日／発行場所／接種券番号／登録日／登録支所／削除フラグ／操作者ID／操作年月日／操作時刻／受付日／依頼先／依頼理由／保護者_宛名番号／保護者_氏名／独自施策半角項目／独自施策日付項目／独自施策全角項目／独自施策コード項目／実施区分／接種区分／実施日／法定区分／実施機関コード／実施機関名／会場コード／会場名／医師名／ロット番号／接種量／ワクチンメーカー／ワクチン名／特別の事情／接種判定コード／抗体検査方法コード／抗体価／単位コード／抗体検査番号コード／該当者_宛名番号／請求日／給付の種類／請求者_宛名番号／現住所／現住所方書／請求者氏名／本人との続柄／認定区分／決定日／認定結果／把握日

【福祉部から入手するCSVデータ】

<障害者福祉情報>

福祉事務所コード／福祉事務所コード略称／宛名コード／漢字氏名／カナ氏名／生年月日／障害区分

<生活保護受給状況>

データ区分／福祉事務所コード／住基番号／世帯番号／構成員番号／氏名カナ／生年月日／性別

<中国残留邦人情報>

住基番号／受給者番号／カナ氏名／生年月日／性別／郵便番号／住所

<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加の記録項目>

(1)対象者情報

個人番号／PMHキー／PMH仮名識別子／基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別)／保護者氏名／自治体コード／自治体業務ID／連携ファイル名／連携日時／連携処理ステータス／エラー内容／制御フラグ(リカバリー／不開示／閲覧停止)／変更区分／削除の異動日／その他管理番号・ID等(予防接種対象者番号)／その他区分等(接種対象者区分／減免区分)

(2)ユーザー情報

機関マスタID／機関ユーザーID／メールアドレス／ユーザー氏名／ユーザー区分／ユーザー権限ID／個人番号閲覧可能フラグ／ユーザー削除フラグ

(3)予診票情報

項目ID／管理ID／更新日時／回答ID／回答内容／回答処理ステータス／回答日時／接種不可フラグ／予防接種設定ID／予防接種管理ID／組み合わせ番号／強制失効日／勧奨情報(ルールID、勧奨日)

(4)予防接種記録情報

予防接種記録ID／予防接種管理ID／接種日／接種同意フラグ／医療機関コード／医師名／実施場所／実施区分／接種区分／GTINコード／ワクチンメーカー名／ワクチン名(ワクチン一般名／ワクチン通称／ワクチン販売名)／ロット番号／接種量／接種部位／接種方法／ワクチン有効期限／要注意接種フラグ／特別の事情／海外接種フラグ／更新日時／最新／削除フラグ／その他区分等(接種対象者区分／減免区分)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種関連情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・練馬区民の住基情報の入手方法は、既存住民基本台帳システムとの連携処理（バッチ処理）にて取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報は入手できない。 ・生活保護受給状況等に関する住民情報は、福祉情報システムで適正に管理されているデータを記録媒体または紙媒体を用いて提供を受けるが、提供元所管課と双方で対象者確認を行い、データの突合を行った上で保健情報システムへのデータ取込みを行っている。 ・委託医療機関から提出された予防接種票を保健情報システムに入力する前に、予防接種票の記載内容と住民票関係情報とを1件ごとに確認する。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・医療機関の受付窓口で本人確認の後、医療機関用アプリ等または顔認証端末でマイナンバーカードを利用した認証により本人の情報のみが対象者として連携される。 ・本人が、マイナポータルへログインし、予診票情報を入力する際には、マイナンバーカードを利用した認証により、本人以外からの情報の入力を防止する。 ・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム（各業務システム）から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・既存住民基本台帳システムおよび福祉情報システムから入手する情報については、予め定められたデータ仕様に基つき、必要な情報のみを入手対象とした処理方法を採用しているため、必要な情報以外を入手することはない。 ・eラーニング等による個人情報保護研修、情報セキュリティ研修、コンプライアンス研修等を実施し、対象者情報であっても、事務に必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、個人情報保護法で罰則規定があること、ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務に必要な情報の入手を防止している。 ・区民や他区市町村、医療機関等からの情報や予防接種情報は、1件ごとに内容確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査している。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hubを経由した予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへは、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目（PMHキーと個人番号）のみのみが返却されるようシステムの的に制御している。 ・医療機関から医療機関用アプリ等を介して入力される際は、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目のみのみが連携されるようシステムの的に制御している。 ・本人が、マイナポータルへログインし、予診票情報を入力する際には、定められたデータ項目のみのみが入力されるようシステムの的に制御している。 ・生年月日等をチェックすることで紐付け誤りを防止する機能（以下、「紐付け誤り防止機能」という。）により、誤った情報が紐付けられるリスクを低減する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・保健情報システムを利用するには、個人ごとに設定されたID・パスワード・生体(静脈)による認証が必要であり、操作権限を付与された職員のみ、システムの利用が可能である。 ・ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、不適切な入力・更新を抑止している。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hubを経由した予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目(PMHキーと個人番号)のみが返却されるようシステムの的に制御している。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・紐付け誤り防止機能により、誤った情報が紐付けられるリスクを低減する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・練馬区民の住民情報は、既存住民基本台帳システムとの連携処理(バッチ処理)にて取得するため、既に本人確認は行われている。 ・窓口での申請等で本人から個人番号を入手する場合には、個人番号カードや通知カードの提示を受ける。また、本人確認を行う際は、番号法第16条および施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが提供した個人番号はPublic Medical Hubから加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。 ・紐付け誤り防止機能により、誤った情報が紐付けられるリスクを低減する。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・練馬区民の住民情報は、既存住民基本台帳システムとの連携処理(バッチ処理)にて取得するため、真正性は確保されている。 ・窓口で住民から直接申請書等を受け付ける場合は、個人番号カードまたは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせによる確認等「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に例示された方法により確認を行う。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが提供した個人番号はPublic Medical Hubから加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。 ・紐付け誤り防止機能により、誤った情報が紐付けられるリスクを低減する。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した特定個人情報は、システムで確認した特定個人情報と突合して正確性を確保する。 ・正確性に疑義が生じた場合は、随時調査を行い、必要に応じてデータを修正することで正確性を確保する。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ 個人番号および基本情報の正確性は、既存事務において住基システムとの連携等により担保されている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・保健情報システムは、インターネットに接続されていない閉鎖的なネットワークである既存住民情報系ネットワークに接続されており、外部システムとは接続されていないため、ネットワークを通じての情報漏えいはない。 ・予防接種に関する記録の提出先を事前に指定することで、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止している。 ・記録媒体を使用する場合は、保健情報システムへの入力完了後すぐに記録媒体内のデータを消去することで、情報の漏えいを防止している。 ・紙媒体による入手の場合は、保健情報システムへの入力完了後、鍵の掛かる書庫またはキャビネット等に保管している。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムとDX審査支払機構の医療保険者等向け中間サーバーは、Public Medical Hubを経由した閉域網で接続され、通信内容は情報漏洩を防止するために暗号化される。 ・健康管理システムは、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへの連携時にLGWAN回線による閉域網で接続され、通信内容は情報漏洩を防止するために暗号化される。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	宛名システム等(団体内統合宛名システム)は、必要な情報以外の紐付けが行われないう、システムで制御している。また、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた事務を所掌する部署のうち、必要な者のみに使用権限を設定し、その他の者はアクセスが行えないような仕組みとしている。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・保健情報システムは、専用端末以外からはアクセス出来ないように制限を設けているため、他システムからのアクセスはない。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにアクセスする本区の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムでは、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関用アプリ等や住民から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。	
その他の措置の内容	・eラーニング等による個人情報保護研修、情報セキュリティ研修、コンプライアンス研修等を実施し、使用目的に合わないアクセスは不正アクセスに該当し、個人情報保護法で罰則規定があること、ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われないうにしている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・保健情報システム専用端末へのログイン時および保健情報システムへのログイン時は、それぞれに個人ごとに設定するユーザーID・パスワード・生体(静脈)による認証を行っている。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ 権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・本区は、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムのアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムのログインはユーザID・パスワードで行う。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は、限定された者しかログインできない。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへの連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。	

アクセス権限の発効・失効の管理		[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	・アクセス権限の発効・失効の管理は、操作員の異動が発生する都度、書面による申請に基づきシステム管理者がユーザーIDの登録・削除を行っている。 <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・管理者は、アクセス権限の管理表を作成し、申請者に対して管理表に基づき適切なアクセス権限を付与する。 ・本区において、人事異動や退職等があった際は、異動情報に基づき、不要となったアクセス権限を管理し、失効させる。	
アクセス権限の管理		[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	・保健情報システムは、予防接種業務ほか業務ごとの詳細なアクセス権限の管理を行っており、予防接種業務に携わる職員にのみ操作権限を設定している。 ・ユーザーIDの登録申請時に職員個々の担当業務を申請項目としており、利用申請のあった業務のみ操作権限を設定している。 <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・共用IDは発行せず、必ず個人に対し、ユーザーIDを発行する。 ・管理者が定期的に管理表を確認し、必要に応じて見直しを行う。	
特定個人情報の使用の記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	・保健情報システムの一部データベースへのアクセスログを記録し、一定期間保管している。 <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・本区は、システム上の操作のログを取得し、操作ログを定期的に確認する。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・ログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みとする。 ・職員以外の委託先には、契約時に「個人情報の保護および管理ならびにセキュリティに関する特記事項」を取り交わし、遵守させる。 ・eラーニング等による個人情報保護研修、情報セキュリティ研修、コンプライアンス研修等を実施し、事務外での使用は不正アクセスに該当し、個人情報保護法で罰則規定があること、ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、従業者が事務外で使用することを防止している。 <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・本区は、特定個人情報を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従業者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。本区は、当該教育の実施について履行確認を行う。再委託先においても同様の取扱いとする。 ・本区は、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・作業端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとする。 ・作業端末には電子記録媒体を使用できないようにシステムで制限している。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・委託先がバックアップ以外にファイルを複製する場合は、事前に当区に申請し、当区が許可した用途のみを認めるものとする。 <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・既存システム(各業務システム)から特定個人情報を抽出したCSVファイルを予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ登録する際は、作業を行う職員および端末を必要最小限に限定する。 ・本区の既存システム(各業務システム)から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへの特定個人情報の連携は、情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線(LGWANまたはその他の閉域網回線)を利用した接続のみが認められる。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムでは、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・システムにアクセスする職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり画面に情報を表示させない。		

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認

＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞
本区は、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの利用・情報連携業務及び運用保守業務における特定個人情報の取扱いを東京都国保連合会に委託し、東京都国保連合会は国保中央会に再委託することとする。
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に基づき、国保中央会の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。

[制限している]	＜選択肢＞ 1) 制限している	2) 制限していない
------------	--------------------	------------

- ・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。
- ・閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。
- ・閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。

＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞

- ・本区がアクセス権限の管理状況を確認できる。
- ・本区は、アクセス権限を付与する者を必要最小限に限定する。
- ・本区は、アクセス権限を付与する範囲を必要最小限に限定する。
- ・本区は、アクセス権限を付与した者と権限の範囲を適切に管理する。

※特定個人情報に係るアクセス権限は、再々委託先（PMHキー採番や運用保守）のみに付与される。

[記録を残している] <選択肢>
1) 記録を残している 2) 記録を残していない

- ・委託業務の実施状況について定期的に報告を受けるとともに、その記録を残す。
- ・作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残す。
- ・委託業者からセキュリティ対策の研修の報告を受けるとともに、その記録を残す。

＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞

- ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは特定個人情報の取扱いのログを保存し、本区は特定個人情報に係る操作のログを閲覧・出力できる。

※再々委託先（PMHキー採番や運用保守）に係る特定個人情報の取扱いログに限られる。

特定個人情報の提供ルール		[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先から他者（第三者）への特定個人情報の提供は認めないことを契約書上明記する。 ・特定個人情報の管理状況等について、必要があれば報告を求め、調査を行う。 ・再委託先への提供を行う場合には、つぎの点を義務付けている。 ・再委託先への特定個人情報の提供の際には、再委託が必要な理由、再委託先が情報を使用する必要性、再委託先の選定基準、再委託先での委託管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等を区側に報告してもらい、問題ないことが確認できれば、承認している。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・委託先（再委託先および再々委託先を含む。）から他者への提供は行わない。 ・本区は委託契約に基づき、委託先（再委託先および再々委託先を含む。）から他者への提供が行われていないことを確認できる。	
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・記録媒体や帳票で受け渡す場合を事前に把握し、実際に受け渡す際には受渡書等を作成する。 ・記録媒体を提供する場合には、出力したデータを暗号化した上で提供し、運搬にあたっては施錠可能なケースへ格納することを義務付けている。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・委託先（再委託先および再々委託先を含む。）には、業務上、最低限必要な範囲の特定個人情報のみを提供できる。それ以外の提供は一切認められず、その旨を委託契約書にも明記する。 ・本区は委託契約に基づき、委託先（再委託先および再々委託先を含む。）から契約書で定められた範囲の特定個人情報しか提供されていないことを確認できる。	
特定個人情報の消去ルール		[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・不要な紙媒体は、シュレッダーにより裁断または外部業者による溶解処理を行う。 ・契約終了時における特定個人情報の取扱いについては、以下のとおり定めている。 ① 紙媒体については、当区に返還させ、または漏えいを来さない方法で確実に廃棄させる。 ② 記録媒体および情報システム機器については、当区より提供したものは、当区に返却させる。また、委託事業者が所有等する記録媒体は、当区に返還すべきデータを返還させたのち、当区の担当者立会いのもと、原則として物理的に破壊させる。（※ 記録媒体のうち、情報システム機器のハードディスク等について、物理的な破壊が困難である場合は、当区と委託事業者とで協議の上、廃棄またはデータの消去方法と時期について決定する。） ・上記の処理を完了したときは、当区に廃棄または消去を証明する書類を提出させ、廃棄または消去が適切に行われたことを確認できるようにしている。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・委託契約終了後は予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに保管していた全ての特定個人情報を国保中央会が消去する。 ・特定個人情報を紙媒体で保管しない。 ・委託契約書に基づき、本区は消去について国保中央会から報告を受けることができ、それにより消去状況について確認が可能となる。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		〔 〕 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容 ・善管注意義務 ・特定個人情報の適正な取扱いの確保のための基本方針、取扱いマニュアルの策定 ・委託先の責任者、従事者、管理区域および取扱区域（作業場所）を明確にすること ・従事者に対する監督・教育の実施 ・業務上知り得た情報の秘密保持義務 ・収集の制限 ・目的外利用の禁止 ・第三者提供の禁止 ・再委託の制限 ・取扱区域または管理区域からの特定個人情報の持出しの禁止 ・委託契約終了時の特定個人情報の返却または廃棄 ・必要に応じて、当区が契約内容の遵守状況について報告を求め、視察・監査を行い、委託先が当区と同等またはそれ以上の安全管理措置を講じていることを確認できること ・事故発生時は必要に応じて区が公表すること ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定（損害賠償等） ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ 東京都国保連合会および国保中央会は特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	具体的な方法 ・再委託が必要な場合は、委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし承認を行っている。 ・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受けている。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・再々委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・国保中央会が、再々委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検（年1回程度または随時）を実施する。 ・点検は、再々委託の相手方によるセルフチェックを基本とし、必要に応じて国保中央会が訪問確認を行う。 ・点検後に改善事項がある場合は、国保中央会が改善指示および改善状況のモニタリングを行う。 ・国保中央会は、点検結果について東京都国保連合会および本区に年1回報告を行う。	〔 特に力を入れて行っている 〕 ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
その他の措置の内容	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先および再委託先は、従業者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。	
リスクへの対策は十分か	〔 特に力を入れている 〕 ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)		[] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務および特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。				
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]		＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。				
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]		＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク					
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。				
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]		＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領および情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報および照会許可照会リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの事業者およびクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者およびクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<当区における措置> ・窓口付近に保健情報システム端末、住民基本台帳システム端末を設置しないことにより、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報を閲覧することを防止している。 ・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ電子記録および帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置する。 ・各部屋の入室権限を管理する。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を指定する。 ・監視設備として監視カメラ等を設置する。 ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。さらに、特定個人情報を取り扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行っている。特定個人情報の記録媒体への保管は、原則は認めておらず、実施可能となるのは特別な権限を有する者のみである。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ評価制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから国が調達しており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。 ②事前に持ち出しを許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできない措置を講じている。 <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスの利用

⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<当区における措置> ・サーバー／端末ともにウィルス対策ソフトを導入し、日次でウィルス定義ファイルを更新する等、可能な限り最新の状態を保っている。 ・保健情報システムは、インターネットに接続されることのない住民情報系ネットワークの下に位置するが、さらに専用のルーターを用いNAT変換により保健情報システム以外からのアクセスを防止している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者およびクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国およびクラウド事業者はデータにアクセスしない契約となっている。 ②当区が委託したASP(アプリケーション提供事業者の略語。「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について」(デジタル庁策定。以下「利用説明書」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)またはガバメントクラウド運用管理補助者(利用説明書に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos攻撃(※1)対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイル(※2)の更新を行う。 ⑤当区が委託したASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦当区やASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧当区が管理する業務データは、国およびクラウド事業者がアクセスできないよう制御する。 ※1 DDos攻撃: 外部の複数のコンピューターから、業務アプリケーションのサーバーに大量のデータを送ることで過大な負荷をかけ、処理能力低下や機能停止に追い込む攻撃 ※2 パターンファイル: コンピューターウイルスの特徴を記録したデータ。ウィルス対策ソフトが対象のデータにウィルスが含まれているか判断する際に使用される。 <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用して、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは論理的に区分された当区の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国保中央会や医療機関および住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは

		外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・本区の端末と予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿および盗聴防止の対応をしている。 ・本区の端末と予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムとの通信はLGWAN回線または閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	常時施錠されているサーバー室で管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を講じている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・練馬区民の住民情報は、既存住民基本台帳システムの連携処理(バッチ処理)により日次で更新されるため、常に最新の状態で保たれている。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基および住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	＜当区における措置＞ ・予防接種票等の紙媒体については、5年間保管した後、溶解処分をしている。 ・保健情報システムに記録される予防接種、健診情報等各種履歴は、一定期間経過した後に削除処理を行う。 ・特定個人情報を記録する機器または記録媒体等の廃棄については、データを復元できないよう物理的な破壊またはデータ消去を行い、その記録を管理簿により管理している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・消去が必要となった情報は内部手続を経て消去し、その記録を残す。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携または運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、ストレージに適用されたライフサイクルルールに基づき、保管されたログ情報については、各オブジェクトの保管日(作成日)を起点として3年が経過した時点で、自動的に削除される。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<当区における措置> ・特定個人情報保護評価に関する規則第14条に規定する評価書の見直しについて、評価書の内容と運用実態のチェックを1年に1回担当部署において行い、その結果を当区の特定個人情報保護評価取りまとめ担当部署(企画部 情報政策課)に報告している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員および事業者に対し、定期的に自己点検を実施している。 <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 本区は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な自己点検を行う。	
②監査	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<当区における措置> ・「練馬区情報セキュリティに関する監査実施要綱」に従い定期的に内部監査を実施する。 【主な監査事項】 ・個人番号を取り扱う際の運用手順書等の有無および職員の遵守状況の確認 ・安全管理措置に関する教育状況 ・委託事業者の管理状況 等 ・当区の最高情報セキュリティ責任者である副区長が任命した者を情報セキュリティ監査責任者とし、監査に関する計画を策定する。その計画に基づき、職員および最高情報セキュリティアドバイザー等により監査を実施する。 ・監査の結果を踏まえ、必要に応じ体制等の見直しを図る。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ評価制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから国が調達しており、ISMAPにおいて、クラウド事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された機関による監査を行うこととしている。 <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 本区は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監査を行う。	

2. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	＜当区における措置＞ ・特定個人情報を取り扱う職員に対し、個人番号の取扱いに係る注意事項を含む番号制度について研修を行い、意識向上を図っている。 ・違反行為の程度によっては懲戒処分の対象となることを周知している。違反行為が発生した場合は適切な対応をとり、全従事者に対し再発防止策を徹底する。 ・特定個人情報ファイルを取り扱う事務を委託する際は、契約内容に「個人情報の保護および管理ならびに情報セキュリティに関する特記事項」を明記し、秘密保持、目的外利用の禁止、違反行為を行った場合の罰則を明確化した上で契約を締結している。また、個人番号の取扱いにかかる注意事項等を含む、番号制度についての研修教材を配付し、意識向上を図っている。 ・保健情報システム等保守運用業務の受託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付けるとともに、秘密保持契約を締結している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員および事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)および随時(新規要員着任時)実施している。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ 本区は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。
3. その他のリスク対策		
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 ＜当区における措置＞ ・特定個人情報保護評価の実施にあたっては、区としての実施マニュアルを整備している。 ・評価書の内容は、情報政策課および最高情報セキュリティアドバイザーによる確認および助言を受けている。 ・「特定個人情報の取扱いに関する実施手順」を作成し、事故等が発生した場合に適切に対応できるようにしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上における業務データの取扱いについては、当区およびその業務データの取扱いを委託するASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上における業務アプリケーションの運用等に障害が発生した場合等の対応については、原則として、ガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国がクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、ASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者が対応する。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、当区と国(デジタル庁)および関係者で協議を行い対応する。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ 本区は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部 情報公開課 〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目12番1号 03-5984-4513
②請求方法	自己情報の開示、訂正、削除および利用停止請求を、本人確認書類の提示および指定様式による書面の提出により受け付ける。
特記事項	代理人による請求に当たっては、委任状等による本人の意向が確認できるものが必要である。
③手数料等	[無 料] <選択肢> (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	予防接種関連情報ファイル
公表場所	区役所北庁舎1階区民情報ひろば
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	健康部 保健予防課 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 03-5984-2484
②対応方法	・問い合わせがあった場合、内容と対応経過の記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部情報公開課等の関係部署に報告する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年8月19日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	「練馬区区民意見反映制度に関する規則」に準じて区民意見聴取を行う。 区民意見聴取の実施に際しては、「ねりま区報」に意見募集を行うことの記事掲載し、区ホームページ、住民接種担当課、図書館(南大泉図書館分室を除く)、区民情報ひろば、各区民事務所(練馬区民事務所を除く。)において全文を閲覧(これらの場所における閲覧が困難であると区長が認める場合にあっては、区長が別に定める方法)できるようにする。
②実施日・期間	令和8年9月1日～令和8年9月30日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	—
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和8年10月 日
②方法	練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例(平成12年3月練馬区条例第80号)第7条の規定により、「練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報保護評価等実施委員会」を設置し、点検を実施した。
③結果	本評価書について不備はないとの点検結果となった。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(6) 国・東京都等への事業報告 予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回東京都知事に報告する。 その他、国または都から指示された事項について報告を行う。	(6) 国・東京都等への事業報告 予防接種法第23条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回東京都知事に報告する。 その他、国または都から指示された事項について報告を行う。	事前	
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(既存7措置の最後尾に新規追加)	(8) <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ・本区は、情報連携のため、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報、接種記録の紐付けおよび登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して予診票情報の入力、接種記録ならび通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が予防接種時に、従来の紙の予診票に代えて、タブレットに搭載された医療機関用アプリ等においてマイナナンバーカードを用いることにより、医療機関は住民が事前に入力した予診票情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・本区は、医療機関から入力された予診票情報、接種記録の取得および住民への通知が可能となる。	事前	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	新規追加	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム	事前	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	新規追加	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ①予防接種関連データの登録機能 本区は、健康管理システムからの情報連携または予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム画面への直接入力により、予診票項目、接種動向における通知文言等の予防接種関連データを予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ登録する。 ②情報登録機能及びPMHキー採番依頼機能等 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、本区で管理している個人番号、対象者情報、予診票情報及び接種記録を予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに登録する。また、Public Medical Hubを経由して医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(以下、「DX審査支払機構」という。)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMHキーを自動採番する。すでにPMHキーが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMHキーを利用する。 ③情報連携機能(マイナポータル) ・識別子の格納機能 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、マイナポータルからの予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMHキーと紐付けて予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 予防接種の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐づくPMH仮名識別子を利用した照会を行う。予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、PMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐づく接種記録・通知をマイナポータルへ提供する。また、マイナポータルへログインして予診票の入力画面から情報を入力することにより、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムはPMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐づく予診票情報を登録する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	新規追加	④情報連携機能(医療機関用アプリ等) ・本人確認情報の格納機能 予防接種対象者が、顔認証端末またはマイナ資格確認アプリを利用してマイナンバーカードで認証および同意することにより、オンライン資格確認等システムを経由してPublic Medical Hubに本人確認情報が格納される。 ・本人確認情報を利用した情報入力/提供機能 医療機関用アプリ等は、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへ本人確認情報を利用した照会を行う。予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは、Public Medical Hubから本人確認情報を取得し、本人確認情報に紐づく予防接種対象者番号をキーに予診票情報を医療機関用アプリ等に提供する。また、医療機関が接種記録の入力画面から情報を入力することにより、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは予防接種対象者番号からPMHキーを特定し、PMHキーに紐づく接種記録を登録する。 ⑤情報連携機能(履歴照会回答システム) ・識別子の格納機能 予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは接種記録等の情報を予防接種DBに連携し、予防接種DBにおいて予防接種の有効性・安全性等の調査・研究を行う。予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムから履歴照会回答システムにPMHキーを連携し、履歴照会回答システムはオンライン資格確認等システムから被保険者番号等を取得し、履歴照会回答システム上で生成したID5をPMHキーと紐づけて予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに連携する。	事前	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	新規追加	その他 健康管理システム、マイナポータル、医療機関用アプリ、電子カルテ等、Public Medical Hub、履歴照会回答システム、オンライン資格確認等システム	事前	
	I 基本情報 (別添1ー2) 事務の内容	新規追加	画像の追加	事前	
	I 基本情報 (別添1ー2) 事務の内容 (備考)	新規追加	①特定個人情報の登録・管理 ・本区は、健康管理システムからの情報連携または予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム画面への直接入力により、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムにおいて対象者の個人番号を含む対象者情報の登録を行う。(LGWAN回線等経由) ・本区は予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムから接種記録等、必要な情報を自動連携またはダウンロードし、健康管理システム等への取込を行う。 ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへ登録された個人情報へのアクセスは適切に制御される。	事前	
	I 基本情報 (別添1ー2) 事務の内容 (備考)	新規追加	②PMHキー採番 ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムは、Public Medical Hubに対して個人番号を連携することで、オンライン資格確認等システムと予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼する。 ・Public Medical Hubは、医療保険者等向け中間サーバーを経由しPMHキーを採番して予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに回答する。 ・医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーと個人番号を紐付けて、PMHキーと紐付番号をオンライン資格確認等システムへ連携する。 ・オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーに仮名識別子とPMHキーを紐付けて、マイナポータルに連携する。 ・マイナポータルは、新たにPMH用の仮名識別子(PMH仮名識別子)を生成し、シリアル番号、仮名識別子、PMHキーと紐付けて、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに連携する。(連携後、マイナポータル上からPMHキーは削除される。)以降、③④⑤⑥が可能となる。 ③マイナポータルへの通知 ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムからマイナポータル経由で住民向けの通知を行うため、本区は予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを利用してマイナポータルに識別子(PMH仮名識別子)と通知情報を登録する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 (別添1-2) 事務の内容 (備考)	新規追加	④マイナポータルからの入力・取得(予診票・接種記録) ・住民は、マイナポータル経由で予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへの予診票の事前入力や、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムから接種記録や通知情報を閲覧/取得する。 ⑤医療機関用アプリ等からの入力・取得(予診票・接種記録) ・医療機関が医療機関用アプリ等を利用し、接種時に住民からマイナンバーカードによる本人確認を経て、事前入力された予診票および接種記録の閲覧/取得/入力を行う。 ⑥ID5取得 ・予防接種DBへの接種記録等の連携時に個人を特定する識別子情報として、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムが履歴照会回答システム経由でID5を取得する。	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	新規追加	その他 ＜予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務＞ ・予防接種記録情報	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(既存措置の最後尾に新規追加)	＜予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務＞ ・識別情報(その他識別情報) PMHキー、PMH仮名識別子、PMH連携キー、予防接種対象者番号、ID5…予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムが、外部と情報連携するために必要となる。 ・業務関係情報(その他) 予防接種記録情報…(予防接種事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、)予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムが、外部と情報連携するために必要となる。	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	新規追加	民間事業者 医療機関 その他 DX審査支払機構	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	新規追加	その他 Public Medical Hub、医療機関用アプリ等、マイナポータル	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(既存措置の最後尾に新規追加)	＜予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務＞ ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムがPMHキーの採番処理依頼時に都度、Public Medical Hubから特定個人情報を入手する。 ・国が予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに登録した予診票のひな形に対して、住民が接種前にマイナポータル等を介して予診票情報を入力することにより、本区が個人情報を入力し、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。 ・接種時に、医療機関のタブレットに搭載された医療機関用アプリ等又は医療機関での顔認証端末を用いて、住民がマイナンバーカードで認証することにより、医療機関が入力した予診票情報、接種記録を個人情報として入手し、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・予防接種に関する記録については、予防接種法施行令第6条の2および予防接種法施行規則第2条の7に示されているとおり記録・保管する目的で取得している。	・予防接種に関する記録については、予防接種法第9条の3および予防接種法施行規則第4条に示されているとおり記録・保管する目的で取得している。	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	(既存措置の最後尾に新規追加)	〈予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務〉 (PMHキー採番処理依頼時に入手される特定個人情報) ・特定個人情報は、外部との情報連携のため、PMHキーの採番処理依頼時にPublic Medical Hubを経由して医療保険者等向け中間サーバーから自動的に入手される。 (その他:個人情報として入手し、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにおいて個人番号と結び付き特定個人情報となる情報) 本区が入手する特定個人情報のうち、既存事務と同様に予診票に事前入力される事項は、本人または本人の代理人から情報を入手し、予診票の医師記入欄および接種記録は、予防接種を実施する医療機関から入手する。 ・予診票の事前入力のオンライン化により、住民の利便性の向上が図られる。マイナポータルではマイナンバーカードによる認証(本人確認)の後、本人または本人の代理人の同意に基づいて情報が入力される。接種を受託する医療機関は、当該情報確認し、接種の可否を判断する。	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	(既存措置の最後尾に新規追加)	・医療機関において、タブレットに搭載された医療機関用アプリ等を用いた予診票の確認・接種記録がオンライン化されることにより住民および医療機関の利便性の向上が図られる。また、情報の入手期間が短縮されることにより行政事務の効率化が図られる。医療機関での本人確認後、医療機関用アプリ等または顔認証端末を用いて本人又は本人の代理人がマイナンバーカードで認証することにより、医療機関が予診票情報を確認して予診・問診を行い、接種後に接種記録の入力を行う。	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・予防接種に関する記録については、予防接種法等関連法令(予防接種法施行令第6条の2および予防接種法施行規則第2条の7)に、区市町村が予防接種に関する記録の作成・保管する義務が明記されている。予防接種票においては、接種済みの予診票が区へ提出されることを紙面上に明記し、更に本人(親権者)から署名を得た上で予防接種票を取得している。	・予防接種に関する記録については、予防接種法等関連法令(予防接種法第9条の3および予防接種法施行規則第4)に、区市町村が予防接種に関する記録の作成・保管する義務が明記されている。予防接種票においては、接種済みの予診票が区へ提出されることを紙面上に明記し、更に本人(親権者)から署名を得た上で予防接種票を取得している。	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	(既存措置の最後尾に新規追加)	〈予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務〉 ・本人または本人の代理人から入手する情報については、利用目的を明示した上で入手している。マイナポータル等では、本人または本人の代理人が画面に表示された利用目的を確認して、本人確認することにより入手する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	(既存措置の最後尾に新規追加)	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ・情報連携のため、本区は、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報、予防接種管理情報の紐付けおよび登録を行う。 ・登録後、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、Public Medical Hubに対してオンライン資格確認等システムと予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMHキーを採番して個人番号と共にPublic Medical Hubを経由して予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに応答する。 ・PMHキーが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルと予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムで共有されることで予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムからマイナポータルへの通知、マイナポータルや医療機関用アプリ等から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの予診票情報および接種記録の取得/閲覧/入力等といった情報連携が可能となる。	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析	・予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回東京都知事に報告	・予防接種法第23条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回東京都知事に報告	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析	(既存措置の最後尾に新規追加)	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ・特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	新規追加	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱い	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	新規追加	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの利用・情報連携業務および運用保守業務	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	新規追加	特定個人情報ファイルの一部	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	新規追加	10万人以上100万人未満	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	新規追加	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	新規追加	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは公益社団法人国民健康保険中央会（以下、国保中央会という。）が構築し、希望する市区町村が利用するが、その適切な管理のため運用保守、PMHキーの採番において特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。 ただし、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに格納された特定個人情報は、自動処理により再々委託先（これ以降の全ての委託を含む。以下、同じ。）に情報連携されるため、東京都国民健康保険団体連合会（以下、東京都国保連合会という。）および国保中央会は特定個人情報にアクセスすることはない。	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先における取扱者数	新規追加	10人以上50人未満	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	新規追加	その他 LGWANまたは閉域網回線を用いた提供	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	新規追加	下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	新規追加	東京都国保連合会	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑦再委託の有無	新規追加	再委託する	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑧再委託の許諾方法	新規追加	書面または電磁的方法による承諾	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑨再委託事項	新規追加	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務＞ ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの運用保守 ・PMHキーの採番およびPMHキーを介した医療機関用アプリ等・マイナポータルへの情報連携 ※情報連携はPMHキーを介して行うため、特定個人情報を取り扱わない。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(既存措置の最後尾に新規追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務＞ 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された当区の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国保中央会や医療機関および住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	・紙媒体(予防接種票等)は、予防接種法施行令第6条の2で定められている5年の間は、外部侵入防止策として施錠管理されている庁内外の保存場所に保管している。	・紙媒体(予防接種票等)は、予防接種法施行規則第4条で定められている5年の間は、外部侵入防止策として施錠管理されている庁内外の保存場所に保管している。	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その他妥当性	予防接種に関する記録は、予防接種法施行令第6条の2で5年間保存とされ、少なくとも5年間は適正に管理・保管することとされており、接種記録の確認や証明書の発行事務において長期間保管する必要がある。	予防接種に関する記録は、予防接種法施行規則第4条で5年間保存とされ、少なくとも5年間は適正に管理・保管することとされており、接種記録の確認や証明書の発行事務において長期間保管する必要がある。	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	(既存措置の最後尾に新規追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務＞ ・本区の領域に保管されたデータのみ、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを用いて消去することができる。 ・本区の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携または運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、ストレージに適用されたライフサイクルルールに基づき、保管されたログ情報については、各オブジェクトの保管日(作成日)を起点として3年が経過した時点で、自動的に削除される。	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(既存措置の最後尾に新規追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加の記録項目＞ (1)対象者情報 個人番号／PMHキー／PMH仮名識別子／基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別)／保護者氏名／自治体コード／自治体業務ID／連携ファイル名／連携日時／連携処理ステータス／エラー内容／制御フラグ(リカバリ／不表示／閲覧停止)／変更区分／削除の異動日／その他管理番号・ID等(予防接種対象者番号)／その他区分等(接種対象者区分／減免区分) (2)ユーザー情報 機関マスタID／機関ユーザーID／メールアドレス／ユーザー氏名／ユーザー区分／ユーザー権限ID／個人番号閲覧可能フラグ／ユーザー削除フラグ (3)予診票情報 項目ID／管理ID／更新日時／回答ID／回答内容／回答処理ステータス／回答日時／接種不可フラグ／予防接種設定ID／予防接種管理ID／組み合わせ番号／強制失効日／勸奨情報(ルールID、勸奨日) (4)予防接種記録情報 予防接種記録ID／予防接種管理ID／接種日／接種同意フラグ／医療機関コード／医師名／実施場所／実施区分／接種区分／GTINコード／ワクチンメーカー名／ワクチン名(ワクチン一般名／ワクチン通称／ワクチン販売名)／ロット番号／接種量／接種部位／接種方法／ワクチン有効期限／要注意接種フラグ／特別の事情／海外接種フラグ／更新日時／最新／削除フラグ／その他区分等(接種対象者区分／減免区分)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置内容	(既存措置の最後尾に新規追加)	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・医療機関の受付窓口で本人確認の後、医療機関用アプリ等または顔認証端末でマイナナンバーカードを利用した認証により本人の情報のみが対象者として連携される。 ・本人が、マイナポータルへログインし、予診票情報を入力する際には、マイナナンバーカードを利用した認証により、本人以外からの情報の入力を防止する。 ・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム(各業務システム)から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(既存措置の最後尾に新規追加)	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hubを経由した予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへは、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目(PMHキーと個人番号)のみが返却されるようシステムの的に制御している。 ・医療機関から医療機関用アプリ等を介して入力される際は、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目のみが連携されるようシステムの的に制御している。 ・本人が、マイナポータルへログインし、予診票情報を入力する際には、定められたデータ項目のみのみが入力されるようシステムの的に制御している。 ・生年月日等をチェックすることで紐付け誤りを防止する機能(以下、「紐付け誤り防止機能」という。)により、誤った情報が紐付けられるリスクを低減する。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(既存措置の最後尾に新規追加)	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hubを経由した予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目(PMHキーと個人番号)のみのみが返却されるようシステムの的に制御している。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・紐付け誤り防止機能により、誤った情報が紐付けられるリスクを低減する。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3: 入手した特定個人情報が入手の際の本人確認の措置の内容	(既存措置の最後尾に新規追加)	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが提供した個人番号はPublic Medical Hubから加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。 ・紐付け誤り防止機能により、誤った情報が紐付けられるリスクを低減する。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3: 入手した特定個人情報が入手の際の本人確認の措置の内容	(既存措置の最後尾に新規追加)	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが提供した個人番号はPublic Medical Hubから加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。 ・紐付け誤り防止機能により、誤った情報が紐付けられるリスクを低減する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情 報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	(既存措置の最後尾に新規追加)	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払シ ステムを活用した情報連携に係る予防接種事 務における追加措置> 個人番号および基本情報の正確性は、既存事 務において住基システムとの連携等により担保 されている。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人 情報が漏洩・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(既存措置の最後尾に新規追加)	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払シ ステムを活用した情報連携に係る予防接種事 務における追加措置> ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払シス テムとDX審査支払機構の医療保険者等向け中 間サーバーは、Public Medical Hubを経由した 閉域網で接続され、通信内容は情報漏洩を防 止するために暗号化される。 ・健康管理システムは、予診情報・予防接種記 録管理／請求支払システムへの連携時に LGWAN回線による閉域網で接続され、通信内 容は情報漏洩を防止するために暗号化される。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付 け、事務に必要なない情報と の紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容	(既存措置の最後尾に新規追加)	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払シ ステムを活用した情報連携に係る予防接種事 務における追加措置> ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払シス テムにアクセスする本区の職員について、当該 職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できな い仕組みとしている。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払シス テムでは、権限のある者しか個人番号にはアク セスできないように制御している。 ・医療機関用アプリ等や住民から予診情報・予 防接種記録管理／請求支払システムに接続す るが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号 にはアクセスできないように制御している。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	(既存措置の最後尾に新規追加)	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払シ ステムを活用した情報連携に係る予防接種事 務における追加措置> 権限のない者に不正使用されないよう、以下の 対策を講じている。 ・本区は、予診情報・予防接種記録管理／請求 支払システムのアクセス権限を管理する管理者 を定める。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払シス テムのログインはユーザーID・パスワードで行う。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払シス テムへのログイン用のユーザーIDは、管理者に対 してユーザー登録を事前申請した者に限定して発 行される。 ・端末は、限定された者しかログインできない。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払シス テムにおける特定個人情報へのアクセスは、 LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の 接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)から予診情 報・予防接種記録管理／請求支払システムへ の連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が 可能となっている。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク アクセス権限の発行・失効の 管理 具体的な管理方法	(既存措置の最後尾に新規追加)	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払シ ステムを活用した情報連携に係る予防接種事 務における追加措置> ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払シス テムへのログイン用のユーザーIDは、管理者に対 してユーザー登録を事前申請した者に限定して発 行される。 ・管理者は、アクセス権限の管理表を作成し、 申請者に対して管理表に基づき適切なアクセス 権限を付与する。 ・本区において、人事異動や退職等があった際 は、異動情報に基づき、不要となったアクセス 権限を管理し、失効させる。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	(既存措置の最後尾に新規追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・共用IDは発行せず、必ず個人に対し、ユーザーIDを発行する。 ・管理者が定期的に管理表を確認し、必要に応じて見直しを行う。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	(既存措置の最後尾に新規追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・本区は、システム上の操作のログを取得し、操作ログを定期的に確認する。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で 使用するリスク リスクに対する措置の内容	(既存措置の最後尾に新規追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・本区は、特定個人情報を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従業者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。本区は、当該教育の実施について履行確認を行う。再委託先においても同様の取扱いとする。 ・本区は、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファ イルが不正に複製されるリ スク リスクに対する措置の内容	(既存措置の最後尾に新規追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・既存システム(各業務システム)から特定個人情報を抽出したCSVファイルを予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ登録する際は、作業を行う職員および端末を必要最小限に限定する。 ・本区の既存システム(各業務システム)から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへの特定個人情報の連携は、情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線(LGWANまたはその他の閉域網回線)を利用した接続のみが認められる。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムでは、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・システムにアクセスする職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	(既存措置の最後尾に新規追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ 本区は、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの利用・情報連携業務及び運用保守業務における特定個人情報の取扱いを東京都国保連合会に委託し、東京都国保連合会は国保中央会に再委託することとする。 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に基づき、国保中央会の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限 具体的な制限方法	(既存措置の最後尾に新規追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・本区がアクセス権限の管理状況を確認できる。 ・本区は、アクセス権限を付与する者を必要最小限に限定する。 ・本区は、アクセス権限を付与する範囲を必要最小限に限定する。 ・本区は、アクセス権限を付与した者と権限の範囲を適切に管理する。 ※特定個人情報に係るアクセス権限は、再々委託先（PMHキー採番や運用保守）のみに付与される。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	(既存措置の最後尾に新規追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは特定個人情報の取扱いのログを保存し、本区は特定個人情報に係る操作のログを閲覧・出力できる。 ※再々委託先（PMHキー採番や運用保守）に係る特定個人情報の取扱いログに限られる。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に 関するルール内容及び ルール遵守の確認方法	(既存措置の最後尾に新規追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・委託先（再委託先および再々委託先を含む。）から他者への提供は行わない。 ・本区は委託契約に基づき、委託先（再委託先および再々委託先を含む。）から他者への提供が行われていないことを確認できる。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に 関するルール内容及び ルール遵守の確認方法	(既存措置の最後尾に新規追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・委託先（再委託先および再々委託先を含む。）には、業務上、最低限必要な範囲の特定個人情報のみを提供できる。それ以外の提供は一切認められず、その旨を委託契約書にも明記する。 ・本区は委託契約に基づき、委託先（再委託先および再々委託先を含む。）から契約書で定められた範囲の特定個人情報しか提供されていないことを確認できる。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	(既存措置の最後尾に新規追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・委託契約終了後は予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに保管していた全ての特定個人情報を国保中央会が消去する。 ・特定個人情報を紙媒体で保管しない。 ・委託契約書に基づき、本区は消去について国保中央会から報告を受けることができ、それにより消去状況について確認が可能となる。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報 ファイルの取扱いに関する 規定 規定の内容	(既存措置の最後尾に新規追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ 東京都国保連合会および国保中央会は特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの 確保 具体的な方法	(既存措置の最後尾に新規追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・再々委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・国保中央会が、再々委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検（年1回程度または随時）を実施する。 ・点検は、再々委託の相手方によるセルフチェックを基本とし、必要に応じて国保中央会が訪問確認を行う。 ・点検後に改善事項がある場合は、国保中央会が改善指示および改善状況のモニタリングを行う。 ・国保中央会は、点検結果について東京都国保連合会および本区に年1回報告を行う。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 その他の措置の内容	(新規追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先および再委託先は、従業者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(既存措置の最後尾に新規追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで定める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスの利用	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(既存措置の最後尾に新規追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払シ ステムを活用した情報連携に係る予防接種事務 における追加措置＞ 予診情報・予防接種記録管理／請求支払シ ステムは、特定個人情報の適正な取扱いに関す るガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリ ティ対策のための統一基準群に準拠した開発・ 運用がされており、政府情報システムのための セキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録さ れたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCS マーク・ゴールドの認証を取得している者で、か つ、「政府情報システムにおけるクラウドサービ スの利用に係る基本方針」等による各種条件を 満たすクラウドサービスを利用しているため、特 定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライ ンで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払シ ステムは論理的に区分された当区の領域に データを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットか らアクセスできないように制御している。 ・国保中央会や医療機関および住民からは特 定個人情報にアクセスできないように制御して いる。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のた め、予診情報・予防接種記録管理／請求支払 システムは外部からの侵入検知・通知機能を備 えている。 ・本区の端末と予診情報・予防接種記録管理 ／請求支払システムとの通信は暗号化を行うこ とにより、通信内容の秘匿および盗聴防止の対 応をしている。 ・本区の端末と予診情報・予防接種記録管理 ／請求支払システムとの通信はL2WAN回線ま たは閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合 においても、パブリッククラウド事業者は特定個 人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点 に保管することで、大規模なシステム障害や震 災などの 発生によりデータが破損・消失しても、バック アップからデータを復元できるようにする。	事前	
	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク2: 特定個人情報が古 い情報のまま保管され続ける リスク リスクに対する措置の内容	(既存措置の最後尾に新規追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払シ ステムを活用した情報連携に係る予防接種事務 における追加措置＞ ・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基 および住民登録外者の異動情報を取得し、内 部番号を基に最新の情報に反映されるため、 古い情報のまま保管され続けるリスクは存在し ない。	事前	
	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3: 特定個人情報が削 除されずいつまでも存在する リスク 消去手順 手順の内容	(既存措置の最後尾に新規追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払シ ステムを活用した情報連携に係る予防接種事務 における追加措置＞ ・消去が必要となった情報は内部手続を経て消 去し、その記録を残す。 ・不要となった特定個人情報は、削除用デー タの連携または運用保守事業者に依頼して消去 する。 ・不要となったバックアップファイルは、ストレ ージに適用されたライフサイクルルールに基づ き、保管されたログ情報については、各オブジェ クトの保管日(作成日)を起点として3年が経過 した時点で、自動的に削除される。	事前	
	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	(既存措置の最後尾に新規追加)	＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払シ ステムを活用した情報連携に係る予防接種事務 における追加措置＞ 本区は、情報セキュリティポリシーや特定個人 情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に 基づき適切に職員等の当該システムの利用を 管理し、必要な自己点検を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	(既存措置の最後尾に新規追加)	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 本区は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監査を行う。	事前	
	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	(既存措置の最後尾に新規追加)	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 本区は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。	事前	
	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	(既存措置の最後尾に新規追加)	<予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 本区は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事前	